

平成 27 年第 2 回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 書

愛知県後期高齢者医療広域連合

議 案 目 次

議案第9号	愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する 条例の制定について	1
議案第10号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	7
議案第11号	平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1 号）.	11
議案第12号	平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）.	19
認定第1号	平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の 認定について	27
認定第2号	平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について	35

議案第 9 号

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を
改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 8 月 17 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中 野 正 康

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、実施機関が保有する特定個人情報の利用の制限に係る規定等を整備する必要があるため、この条例を定めようとするものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正
する条例

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ただし書並びにア及びイを削り、同条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

第6条第3項各号列記以外の部分中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この節において同じ。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第7条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、当該利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第15条第2項中「は、当該未成年者又は成年被後見人」を「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」という。）は、本人」に改める。

第 16 条第 2 項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第 17 条第 1 号及び第 4 号中「法定代理人」を「代理人」に、「開示請求を」を「本人に代わって開示請求を」に、「未成年者又は成年被後見人」を「本人」に改める。

第 28 条各号列記以外の部分中「開示」の次に「（保有特定個人情報の開示を除く。）」を加える。

第 29 条第 2 項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人」を「代理人は、本人」に改める。

第 30 条第 2 項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第 37 条第 1 項第 1 号中「又は第 7 条」を「第 7 条若しくは第 7 条の 2」に改め、「いるとき」の次に「、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第 2 号中「又は第 9 条」を「、第 9 条又は番号法第 19 条」に改め、同条第 2 項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人」を「代理人は、本人」に改める。

第 38 条第 2 項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第 2 条 愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第 42 条」を「第 42 条の 2」に改める。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第 7 条の 2 第 2 項中「、特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 24 条に次の 1 項を加える。

4 前 3 項の規定は、情報提供等記録については、適用しない。

第 35 条に次の 1 項を加える。

4 前3項の規定は、情報提供等記録については、適用しない。

第36条の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中「提供先」の次に「（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第3章第3節中第42条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第42条の2 この節の規定は、情報提供等記録については、適用しない。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 10 号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 8 月 17 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中 野 正 康

提案理由

人事院勧告に準じて、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当に係る規定を整備する必要があるため、この条例を定めようとするものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第19条第1項中「受ける職員」の次に「（次項において「管理監督職員」という。）」を、「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に対して、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において広域連合長が規則で定める額（同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して広域連合長が規則で定める勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額）
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において広域連合長が規則で定める額

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

第2条 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する第16条第2項の規定の適用については、同項中「3万円」とあるのは、「3万円を超えない範囲内で広域連合長が規則で定める額」とする。

議案第 11 号

平成 27 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算（第 1 号）

平成 27 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,053,906 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,780,609 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 8 月 17 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中 野 正 康

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		4,256,387	△4,223,996	32,391
	1 国庫補助金	4,256,387	△4,223,996	32,391
3 財産収入		893	△752	141
	1 財産運用収入	893	△752	141
5 繰入金		4,244,209	△3,831,965	412,244
	2 基金繰入金	4,244,208	△3,831,965	412,243
6 繰越金		30,000	2,807	32,807
	1 繰越金	30,000	2,807	32,807
歳 入 合 計		9,834,515	△8,053,906	1,780,609

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		9,052,981	△8,053,906	999,075
	1 社会福祉費	9,052,981	△8,053,906	999,075
歳 出 合 計		9,834,515	△8,053,906	1,780,609

平成27年度

一般会計補正予算(第1号)説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	4,256,387	△4,223,996	32,391
3 財産収入	893	△752	141
5 繰入金	4,244,209	△3,831,965	412,244
6 繰越金	30,000	2,807	32,807
歳入合計	9,834,515	△8,053,906	1,780,609

歳出

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	9,052,981	△8,053,906	999,075
歳出合計	9,834,515	△8,053,906	1,780,609

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
△4,223,996		△3,832,717	2,807
△4,223,996		△3,832,717	2,807

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費補助金	4,256,387	△4,223,996	32,391
計	4,256,387	△4,223,996	32,391

(款) 3 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	893	△752	141
計	893	△752	141

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金	4,244,208	△3,831,965	412,243
計	4,244,208	△3,831,965	412,243

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	30,000	2,807	32,807
計	30,000	2,807	32,807

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 老人福祉費	9,052,981	△8,053,906	999,075	△4,223,996		△3,832,717	2,807
計	9,052,981	△8,053,906	999,075	△4,223,996		△3,832,717	2,807

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 老人福祉費補助金	△4,223,996	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 △4,223,996

1 利子及び配当金	△752	後期高齢者医療制度臨時特例基金預金利子 △752

1 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金	△3,831,965	後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金 △3,831,965

1 前年度繰越金	2,807	前年度繰越金 2,807

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金、利子及び割引料	2,807	後期高齢者医療特別会計繰出金 △3,831,965
25 積立金	△4,224,748	後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金 △4,224,748
28 繰出金	△3,831,965	償還金 2,807

議案第 12 号

平成 27 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,780,817 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 759,860,133 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 8 月 17 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中 野 正 康

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市町村支出金		136,654,431	230,650	136,885,081
	1 市町村負担金	136,654,431	230,650	136,885,081
2 国庫支出金		220,201,827	3,831,965	224,033,792
	2 国庫補助金	47,159,045	3,831,965	50,991,010
7 繰入金		4,226,826	△3,831,965	394,861
	1 一般会計繰入金	4,226,826	△3,831,965	394,861
8 繰越金		2,349,871	18,550,167	20,900,038
	1 繰越金	2,349,871	18,550,167	20,900,038
歳 入 合 計		741,079,316	18,780,817	759,860,133

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		102,402	18,780,817	18,883,219
	1 償還金及び還付加算金等	102,401	18,780,817	18,883,218
歳 出 合 計		741,079,316	18,780,817	759,860,133

平成27年度

後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金	136,654,431	230,650	136,885,081
2 国庫支出金	220,201,827	3,831,965	224,033,792
7 繰入金	4,226,826	△3,831,965	394,861
8 繰越金	2,349,871	18,550,167	20,900,038
歳入合計	741,079,316	18,780,817	759,860,133

歳出

款	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金	102,402	18,780,817	18,883,219
歳出合計	741,079,316	18,780,817	759,860,133

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			18,780,817
			18,780,817

2 歳 入

(款) 1 市町村支出金

(項) 1 市町村負担金

目	補正前の額	補正額	計
2 療養給付費負担金	56,843,299	230,650	57,073,949
計	136,654,431	230,650	136,885,081

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

4 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	0	3,831,965	3,831,965
計	47,159,045	3,831,965	50,991,010

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	4,226,826	△3,831,965	394,861
計	4,226,826	△3,831,965	394,861

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	2,349,871	18,550,167	20,900,038
計	2,349,871	18,550,167	20,900,038

3 歳 出

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金等

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 償還金	1	18,780,817	18,780,818				18,780,817
計	102,401	18,780,817	18,883,218				18,780,817

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 過年度分	230,650	療養給付費負担金過年度分 230,650

1 低所得者軽減措置 交付金	3,031,094	低所得者軽減措置交付金 3,031,094
2 被扶養者軽減措置 交付金	800,871	被扶養者軽減措置交付金 800,871

2 激変緩和措置繰入 金	△800,871	激変緩和措置繰入金 △800,871
3 保険料軽減措置繰 入金	△3,031,094	保険料軽減措置繰入金 △3,031,094

1 前年度繰越金	18,550,167	前年度繰越金 18,550,167

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金、利子及び割引料	18,780,817	償還金 18,780,817

認定第 1 号

平成 26 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入
歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法
第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度愛知県後期高齢者医療広域
連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定
に付する。

平成 27 年 8 月 17 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中 野 正 康

平成 26 年度

愛知県後期高齢者医療広域連合

一 般 会 計

歳 入 歳 出 決 算 書

平成26年度歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 分担金及び負担金		1,211,240,000	1,211,240,000
	1 負担金	1,211,240,000	1,211,240,000
2 国庫支出金		4,181,398,000	3,910,637,165
	1 国庫補助金	4,181,398,000	3,910,637,165
3 財産収入		1,023,000	757,079
	1 財産運用収入	1,023,000	757,079
4 寄附金		1,000	0
	1 寄附金	1,000	0
5 繰入金		4,077,504,000	4,032,979,262
	1 特別会計繰入金	1,000	0
	2 基金繰入金	4,077,503,000	4,032,979,262
6 繰越金		48,908,000	48,908,640
	1 繰越金	48,908,000	48,908,640
7 諸収入		301,000	231,181
	1 預金利子	300,000	206,406
	2 雑入	1,000	24,775
歳 入 合 計		9,520,375,000	9,204,753,327

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1, 211, 240, 000	0	0	0
1, 211, 240, 000	0	0	0
3, 910, 637, 165	0	0	△270, 760, 835
3, 910, 637, 165	0	0	△270, 760, 835
757, 079	0	0	△265, 921
757, 079	0	0	△265, 921
0	0	0	△1, 000
0	0	0	△1, 000
4, 032, 979, 262	0	0	△44, 524, 738
0	0	0	△1, 000
4, 032, 979, 262	0	0	△44, 523, 738
48, 908, 640	0	0	640
48, 908, 640	0	0	640
231, 181	0	0	△69, 819
206, 406	0	0	△93, 594
24, 775	0	0	23, 775
9, 204, 753, 327	0	0	△315, 621, 673

平成26年度歳入歳出決算書

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額
1 議会費		3,693,000	3,478,248
	1 議会費	3,693,000	3,478,248
2 総務費		828,892,000	799,696,503
	1 総務管理費	828,642,000	799,485,957
	2 選挙費	62,000	59,942
	3 監査委員費	188,000	150,604
3 民生費		8,686,789,000	8,364,049,487
	1 社会福祉費	8,686,789,000	8,364,049,487
4 公債費		1,000	0
	1 公債費	1,000	0
5 予備費		1,000,000	0
	1 予備費	1,000,000	0
歳 出 合 計		9,520,375,000	9,167,224,238

合計 96,290,000

歳入歳出差引残額

37,529,089 円

(単位：円)

翌年度繰越額			不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
継続費通次繰越	繰越明許費	事故繰越し		
0	0	0	214,752	214,752
0	0	0	214,752	214,752
0	0	0	29,195,497	29,195,497
0	0	0	29,156,043	29,156,043
0	0	0	2,058	2,058
0	0	0	37,396	37,396
0	0	0	322,739,513	322,739,513
0	0	0	322,739,513	322,739,513
0	0	0	1,000	1,000
0	0	0	1,000	1,000
0	0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	0	353,150,762	353,150,762

平成27年8月17日 提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長

中野 正康

認定第 2 号

平成 26 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 8 月 17 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中 野 正 康

平成 26 年度

愛知県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計

歳 入 歳 出 決 算 書

平成26年度歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 市町村支出金		130,809,539,000	131,726,846,652
	1 市町村負担金	130,809,539,000	131,726,846,652
2 国庫支出金		208,936,892,000	224,137,680,156
	1 国庫負担金	163,969,954,000	176,103,268,150
	2 国庫補助金	44,966,938,000	48,034,412,006
3 県支出金		61,368,659,000	60,650,874,623
	1 県負担金	56,755,021,000	56,037,236,623
	2 県財政安定化基金支出金	4,613,638,000	4,613,638,000
4 支払基金交付金		297,132,048,000	294,641,140,580
	1 支払基金交付金	297,132,048,000	294,641,140,580
5 特別高額医療費共同事業 交付金		154,180,000	155,460,269
	1 特別高額医療費共同事業交付金	154,180,000	155,460,269
6 寄附金		1,000	0
	1 寄附金	1,000	0
7 繰入金		4,058,183,000	4,022,428,574
	1 一般会計繰入金	4,058,183,000	4,022,428,574
8 繰越金		18,919,136,000	18,919,136,314
	1 繰越金	18,919,136,000	18,919,136,314
9 県財政安定化基金借入金		1,000	0
	1 県財政安定化基金借入金	1,000	0
10 諸収入		691,711,000	1,014,533,210
	1 延滞金及び過料	2,000	0
	2 預金利子	24,000,000	15,670,953
	3 雑入	667,709,000	998,862,257
歳 入 合 計		722,070,350,000	735,268,100,378

(単位:円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
131,726,846,652	0	0	917,307,652
131,726,846,652	0	0	917,307,652
224,137,680,156	0	0	15,200,788,156
176,103,268,150	0	0	12,133,314,150
48,034,412,006	0	0	3,067,474,006
60,650,874,623	0	0	△717,784,377
56,037,236,623	0	0	△717,784,377
4,613,638,000	0	0	0
294,641,140,580	0	0	△2,490,907,420
294,641,140,580	0	0	△2,490,907,420
155,460,269	0	0	1,280,269
155,460,269	0	0	1,280,269
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
4,022,428,574	0	0	△35,754,426
4,022,428,574	0	0	△35,754,426
18,919,136,314	0	0	314
18,919,136,314	0	0	314
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
986,265,262	0	28,267,948	294,554,262
0	0	0	△2,000
15,670,953	0	0	△8,329,047
970,594,309	0	28,267,948	302,885,309
735,239,832,430	0	28,267,948	13,169,482,430

平成26年度歳入歳出決算書

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額
1 保険給付費		698,635,052,000	687,525,278,172
	1 療養諸費	665,471,113,000	654,795,717,241
	2 高額療養諸費	30,882,739,000	30,540,910,931
	3 その他医療給付費	2,281,200,000	2,188,650,000
2 県財政安定化基金拠出金		1,617,430,000	1,617,429,328
	1 県財政安定化基金拠出金	1,617,430,000	1,617,429,328
3 特別高額医療費共同事業 拠出金		154,610,000	149,583,883
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	154,610,000	149,583,883
4 保健事業費		2,459,830,000	2,288,103,075
	1 健康保持増進事業費	2,459,830,000	2,288,103,075
5 公債費		24,000,000	0
	1 公債費	24,000,000	0
6 諸支出金		12,980,381,000	12,911,748,637
	1 償還金及び還付加算金等	12,980,380,000	12,911,748,637
	2 繰出金	1,000	0
7 予備費		6,199,047,000	0
	1 予備費	6,199,047,000	0
歳 出 合 計		722,070,350,000	704,492,143,095

歳入歳出差引残額

30,747,689,335 円

後期高齢者医療特別会計

(単位：円)

翌年度繰越額			不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
継続費逐次繰越	繰越明許費	事故繰越し		
0	0	0	11,109,773,828	11,109,773,828
0	0	0	10,675,395,759	10,675,395,759
0	0	0	341,828,069	341,828,069
0	0	0	92,550,000	92,550,000
0	0	0	672	672
0	0	0	672	672
0	0	0	5,026,117	5,026,117
0	0	0	5,026,117	5,026,117
0	0	0	171,726,925	171,726,925
0	0	0	171,726,925	171,726,925
0	0	0	24,000,000	24,000,000
0	0	0	24,000,000	24,000,000
0	0	0	68,632,363	68,632,363
0	0	0	68,631,363	68,631,363
0	0	0	1,000	1,000
0	0	0	6,199,047,000	6,199,047,000
0	0	0	6,199,047,000	6,199,047,000
0	0	0	17,578,206,905	17,578,206,905

平成27年8月17日 提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長

中野 正康

